

宮ヶ瀬湖周辺施設

神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター

神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地

神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場

指定管理者外部評価委員会

評価報告書

令和7年5月

1 委員会委員（◎は委員長、○は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
◎入江 彰昭	東京農業大学地域環境科学部教授	学識経験者
○高島 眞美	社会保険労務士	労務管理に関する識見を有する者
藏本 隆	公認会計士、税理士	経理に関する識見を有する者
城田 孝子	弁護士	法務に関する識見を有する者
石原 朗	公益社団法人相模原市観光協会専務理事	施設利用者代表
川島 裕子	特定非営利活動法人 神奈川県レクリエーション協会理事	施設利用者代表
山田 一夫	特定非営利活動法人きよかわ アウトドアスポーツクラブ理事長	施設利用者代表

2 スケジュール

令和6年10月24日	第1回委員会開催・現地視察等 (宮ヶ瀬湖周辺施設の視察及び選定基準等の協議)
令和7年1月22日	申請要項の配布・質問の受付開始
令和7年3月3日	質問受付終了 質問：なし
令和7年3月18日	申請受付終了 申請団体：1団体
令和7年4月14日	第2回委員会開催 (申請団体によるプレゼンテーション及び質疑応答、審査及び評価)

3 評価の実施方法

(1) 資格審査について

申請受付終了後、神奈川県政策局政策部土地水資源対策課において、申請団体より提出のあった各種証明書などに基づく申請資格審査を行い、申請資格を満たしていることを確認した。

(2) 外部評価委員会の評価について

事前に委員へ申請書類を送付し、仮審査を行った。その後第2回委員会において、申請団体によるプレゼンテーションを通して提案内容を確認した上で、各委員による審査及び委員会としての評価の決定を行った。

なお、中項目(6)「節減努力等」については、選定基準に掲載の計算式により得点を決定し、中項目(8)「財政的な能力」については、指定管理者制度の運用に関する指針により、経理に識見を有する委員の採点を委員会の評価点とした。

(3) 会議の公開・非公開について

第1回委員会の「選定基準」、第2回委員会の「審査及び評価」については、附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱第6条により、非公開として開催した。

4 選定基準

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準（条例、規則）	評価の対象とする申請書類該当箇所
サービスの向上（55）	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	○指定管理者としての運営方針及び委託の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○宮ヶ瀬湖周辺地域の成り立ちを踏まえた指定管理業務全般を通じた総合的な考え方、運営方針 ○宮ヶ瀬の水質や周辺地域の自然環境の保全及び、周辺地域の活性化に向けた取組方針 ○将来に向けたカヌー競技人口の拡大や競技者の育成を図ることについての考え方 ○業務の一部を委託する場合の業務内容等 （注）委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す（以下同じ）。	5	<ul style="list-style-type: none"> ○やまなみセンター条例第5条第1号及び第3号 ○やまなみセンター規則第3条第2号 ○集団施設地区及び鳥居原園地条例第5条第1号及び第3号 ○集団施設地区及び鳥居原園地規則第4条第2号 ○カヌー場条例第6条第1号及び第3号 ○カヌー場規則第3条第2号 	様式2 1-(1) 様式4
	(2) 施設の維持管理	○施設の特性を踏まえた維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ○やまなみセンター（別館含む）、集団施設地区及び鳥居原園地、カヌー場に係る清掃、保守点検、受付、警備等の維持管理業務及び自然公園施設の植物管理等に関する実施方針 ○3施設を一体的に運営することによる効果的・効率的な維持管理の考え方 	5	<ul style="list-style-type: none"> ○やまなみセンター条例第5条第3号 ○やまなみセンター規則第3条第1号 ○集団施設地区及び鳥居原園地条例第5条第3号 ○集団施設地区及び鳥居原園地規則第4条第1号 ○カヌー場条例第6条第3号 ○カヌー場規則第3条第1号 	様式2 2-(1) 様式4
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の特性を活かした利用促進のための企画と取組 ○現状分析・課題把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○やまなみセンター（別館含む）について、周辺地域の活性化と水源環境の理解促進のための広域交流拠点という役割を踏まえた企画・取組 ○宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地について、自然公園としての特性を踏まえた企画・取組 ○カヌー場について、カヌー競技等の振興に関する企画・取組 ○施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ○現状の分析や課題の把握 	20	<ul style="list-style-type: none"> ○やまなみセンター条例第5条第1号及び第12条第2項 ○やまなみセンター規則第3条第2号 ○集団施設地区及び鳥居原園地条例第5条第1号及び第11条第2項 	様式2 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5)

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準（条例、規則）	評価の対象とする申請書類該当箇所
サービスの上(55)	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	○一体的な運営により可能となる利用促進のための企画・取組	○3施設を一体的に運営することにより展開する、利用促進のための企画・取組		○集団施設地区及び鳥居原園地規則第4条第2号 ○カヌー場条例第6条第1号及び第13条第2号 ○カヌー場規則第3条第2号	
		○広報、PR活動 ○接客、苦情処理、利用者ニーズの把握 ○利用料金	○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーション上の工夫及び必要に応じた支援の方針 ○神奈川県手話言語条例への対応 ○利用料金の設定、減免の考え方			
	(4) 事故防止等安全管理	○事故防止等安全管理	○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ○災害・事故、不祥事等の緊急事態が発生した場合及び安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 (利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応方針を含む) ○急病人等が生じた場合の対応(救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等) ○水難事故等の緊急事態発生時の対応や関係機関との連携についての考え方	10	○やまなみセンター条例第5条第3号 ○集団施設地区及び鳥居原園地条例第5条第3号 ○カヌー場条例第6条第3号	様式24-(1)
(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	○市町村、関係団体等との連携・交流等 ○地域活性化につながる集客促進 ○地域人材や地元企業の活用	○宮ヶ瀬湖周辺地域の市町村、関係団体、事業者、その他周辺施設等との協体制の構築及び連携・交流 ○ボランティア団体等の育成・連携 ○宮ヶ瀬湖周辺地域の更なる活性化につながる新たな集客促進策の企画・取組 ○地域人材の参加・活用による施設づくりや利用者サービス向上に対する考え方 ○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組	15	○やまなみセンター規則第3条第2号 ○集団施設地区及び鳥居原園地規則第4条第2号 ○カヌー場規則第3条第2号	様式25-(1) 5-(2) 5-(3)	

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準（条例、規則）	評価の対象とする申請書類該当箇所
Ⅱ 管理経費の節減等（20）	(6) 節減努力等	○節減努力等	「提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、 <u>高い金額</u> × 20 提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額）	20	○やまなみセンター条例第5条第5号	様式3
			○集団施設地区及び鳥居原園地条例第5条第5号			
			○カヌー場条例第6条第5号			
Ⅲ 団体の業務遂行能力（25）	(7) 人的な能力、執行体制	○人的な能力、執行体制	○指定期間を通じて3施設を一体的かつ効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況	5	○やまなみセンター条例第5条第4号	様式27-(1)
			○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況			
			○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況			
(8) 財政的な能力	○財政的な能力	○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	○やまなみセンター条例第5条第5号	様式3 団体等の事業計画書 収支予算書 事業実績書 決算諸表等	
				○集団施設地区及び鳥居原園地条例第5条第5号		
				○カヌー場条例第6条第5号		
(9) コンプライアンス、社会貢献	○コンプライアンス	○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規等の法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）	5	○やまなみセンター条例第5条第3号	様式29-(1) 9-(2) 諸規程類	
				○集団施設地区及び鳥居原園地条例第5条第3号		
				○カヌー場条例第6条第3号		

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準(条例、規則)	評価の対象とする申請書類該当箇所
目 団体の業務遂行能力(25)	(9) コンプライアンス、社会貢献	○社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理業務を行う際の環境配慮の状況 ○再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組 ○法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーション上の工夫及び必要に応じた支援の方針 ○神奈川県手話言語条例への対応 ○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs(持続可能な開発目標)やESD(持続可能な開発のための環境教育推進)の取組 			
	(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	○事故・不祥事への対応	○申請受付開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	5		様式2 10-(1) 10-(2) 様式7 諸規程類
		○個人情報保護	○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況			
(11) これまでの実績	○実績	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無 	5	<ul style="list-style-type: none"> ○やまなみセンター条例第5条第3号及び第4号 ○集団施設地区及び鳥居原園地条例第5条第3号及び第4号 ○カヌー場条例第6条第3号及び第4号 	様式2 11-(1)	

5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団（愛甲郡清川村）	44	20	21	85

6 提案概要及び評価の内容

提案者	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
-----	-------------------

(1) 提案の概要

1 サービスの向上

(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

（指定管理者としての運営方針及び委託の考え方）

- 宮ヶ瀬ダムは、地域の人々との長期にわたる幾多の折衝を経て、最終的に県民の水資源確保のために協力するという理解を得て、完成したダムである。その結果、水没戸数は281戸、水没人口は1136人に及んだ。
 - ダム建設に併せて、国・県・関係市町村により、「宮ヶ瀬ダム貯水池周辺地域整備基本計画」が策定され、3拠点（宮ヶ瀬湖畔地区、鳥居原地区、ダムサイト・あいかわ公園地区）に開発地域を限定して整備を進めることにより、水源地域としての湖の水質及び周辺地域の自然環境の保全を最優先としつつ、周辺地域の振興や活性化を図ってきたという経緯がある。
 - 施設の運営にあたっては、5つの柱（※）を掲げ、自然環境の保全、安全で快適な利用環境の確保に努めるとともに、宮ヶ瀬湖周辺地域で活動する多様な団体や企業、人材との連携を強化し、施設の充実を目指す。また、カーボンニュートラルの達成を目指して環境保護に係る取組を推進し、利用者へのサービス低下を招くことなく徹底的な経費削減に努め、「県や地元市町村・企業等の出捐により設立された公益財団法人」として信頼感のある指定管理者たるよう努める。
 - さらに、環境、防災、健康、交通等、地域や社会の変化や動向、ニーズや関心の高まりを的確に捉えて、3施設の運営管理に反映していく。
- ※①水源環境の保全と理解促進、②地域住民や団体等との連携した施設運営、③地域やニーズの変化への対応、④来訪者の健康、安全・安心の確保、⑤効率的で公平・適正な運営

(2) 施設の維持管理

（施設の特性を踏まえた維持管理）

- 利用者の施設に対する要望や需要の変化、日常の維持管理、運営上の課題等を把握し、反映させるとともに、異常事態の監視を行い、これらの早期発見、予防保全に取り組む。
- 3施設の保守及び維持管理の対象は、土地・建物、建築設備、植栽など、共通する項目が多くあることから、各施設の業務基準を確保しながら、蓄積されたノウハウ

ウを活かし、効果的・効率的に運営を行う。

- やまなみセンター本館は、宮ヶ瀬湖周辺地域での自然環境の保全を図りながら、地元関係団体と連携した地域活性化事業や水源地域の重要性の理解・促進を図る事業を推進する拠点施設であることを踏まえ、活動が円滑に行われるよう、施設や設備の保守管理を適切に行う。
- やまなみセンター別館は、宮ヶ瀬湖周辺地域の観光、交通、イベント等の情報を一元管理するとともに、3施設の利用承認を行う等、ワンストップサービスを提供する総合窓口として、来訪者の利便性を高める。
- 集団施設地区等は、様々なイベントの会場、スポーツ、自然観察、散策の場となっていることを踏まえ、それぞれの使用目的に応じて、生息する動植物に配慮しながら、作業頻度や作業時期を調整する。また、鳥居原駐車場は眺望が良く、自動車だけでなくオートバイの利用も多いので、夜間の騒音防止や防犯のために門扉で管理するほか、繁忙期には適宜交通誘導員を配置し、渋滞発生の際にも施設機能の確保等を行います。
- カヌー場は、県民にカヌーに関する知識の取得及び技能の向上の場を提供し、もって県民のスポーツの振興に寄与するという設置目的を果たすため、管理棟や艇庫等の保守点検はもとより、湖面については夏と冬で20m程度の水位変動があるため、湖面の水位を毎日確認し、前日との高低差を基に栈橋の係留ロープを調整するなど、適切な利用環境を維持します。

(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(施設の特性を活かした利用促進のための企画と取組)

- これまでの活性化への取組の経緯や宮ヶ瀬湖周辺地域の基本理念、関連計画等を踏まえ、周辺地域の自然環境の保全・充実を図りながら、地元関係団体等との連携を強化し、多くの県民に親しまれる地域となるよう努める。
- 具体的には、イベントでの集客促進、観光資源の活用と発信、地元と連携した観光地域づくり、水源環境保全の普及啓発、情報の集約、ワンストップ機能の充実等を図る。
- やまなみセンター本館は、来訪者及び活動団体等が利用しやすい空間となるよう、憩いの空間作りや情報提供、魅力発信の場としての活用等の取組を進める。
- やまなみセンター別館は、宮ヶ瀬湖周辺地域の施設、交通、観光、イベント、自然情報等の集約化を図り、来訪者に情報発信することにより、周辺地域情報のワンストップ化を目指す。
- 宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地については、水源地域にある自然公園としての美しい景観を保全し、県民に自然とのふれあいの機会を提供することで、自然環境への理解と地域活性化を図るよう取組を進める。
- カヌー場については、親水池で技術を習得した利用者が本湖での競技者へとステップアップできるよう、集団施設地区（親水池）とカヌー場の一体管理の利点を活用した取組を推進する。

(施設の特性をより活かすために行う自主事業の内容等)

- 自主事業として、グラウンド・ゴルフ利用による多目的広場の活用やレンタルカヌー事業、別館でクラフトコーナーの運営、Eボート体験ツアーの開催などに取り組む。

(指定管理期間中の年度の目標施設利用者数)

○ やまなみセンター施設利用者数

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
施設利用者数	224,900人	229,300人	233,800人	238,400人	243,100人

※直近3カ年の実測値の施設利用者数を基に、毎年度2.0%増を目指す

○ 集団施設地区等施設利用者数

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
施設利用者数	462,600人	471,700人	481,000人	490,500人	500,200人

※直近3カ年の実測値の施設利用者数を基に、毎年度2.0%増を目指す

○ カヌー場施設利用者数

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
施設利用者数	5,300人	5,400人	5,500人	5,600人	5,700人

※直近3カ年の実測値の施設利用者数を基に、毎年度2.0%増を目指す

(現状分析・課題把握)

- 第2期指定管理期間においては、宮ヶ瀬湖周辺施設を一体的に管理することにより、各施設の設置目的、特徴及び機能等を活かしつつ、施設間の相互連携により効果的かつ効率的な運営を図った。
- 宮ヶ瀬湖周辺3拠点の来訪者数の増加という課題に対しては、SNSを活用した広報の実施、独自の事業(DMO)として実施している広域的なクーポンの配付、企業や団体等と連携した魅力的なイベントの実施等、様々な方法により集客促進に取り組む。
- 来訪者数の減少に伴う収入減による法人経営の改善という課題に対しては、集客イベントの実施、遊覧船やロードトレイン等による収益の確保等に取り組むとともに、各種乗り物の計画的な修繕により長寿命化を図るとともに、運航体制の改善などを図りながら経費の見直しを進める。
- 水源地域の理解促進のための啓発とともに、地域の活性化に努める等、水源地域にふさわしい施設管理が必要であるという課題に対しては、樹木の植樹や適切な剪定、清掃等により自然環境や景観の維持・保全を図るとともに、動植物の観察会、レイクスportや各種イベント等により、来訪者が宮ヶ瀬の自然環境を楽しめるような取組を進める。

(一体的な運営により可能となる利用促進のための企画・取組)

- 3施設を連携させることにより、宮ヶ瀬湖周辺施設の新たな魅力を創出し、周辺地域への来訪者数の増加を図るため、3施設、3拠点の連携等により、通年・分散型イベント、大規模・集中型イベント、ツアー型イベントに取り組む。

(指定管理期間中の自主的な企画事業の目標参加者数の設定および考え方)

- 財団が主催し、見直し・改善を行うことができる企画事業を対象とし、「みやがせフェスタ」、「SDGsピクニック」、「郷土工芸等の体験教室」、「クラフト教室」、「動植物の観察会」等を開催する。

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
自主的な 企画事業 参加者数	80,000人	81,600人	83,200人	84,800人	86,600人

※ R5年度の実績を基準に、施設利用者の目標値の算定と合わせ、年2%の伸び率で見込み

(広報、PR活動)

- 県、国、周辺市町村、地元関係団体、各公共施設管理者等と連携・協調し、周辺情報の集約に努め、幅広く情報を発信する。具体的な取組としては、ぐるり宮ヶ瀬湖やSNSで宮ヶ瀬の様子やイベント情報などを発信するとともに、ガイドブックやパンフレットの作成・配布、横浜や川崎等の都市部で開催されるキャンペーン等への参加、宮ヶ瀬湖周辺のPR用カレンダーの作成・販売、各種メディアへの積極的な情報提供を行う。

(接客、苦情処理、利用者ニーズの把握)

- 日頃から利用者の動向に目を向け、やまなみセンター別館の総合窓口等での対話やアンケートでニーズを捉えて運営に反映させ、サービスの向上を図る。
- 苦情に対しては、職員が内容や事実を確認し、その場で迅速に対応するよう努め、改善策を講じて管理運営に反映する。
- 独自に作成した「宮ヶ瀬湖周辺地域を訪れる方々への接客ガイド」を研修で活用するとともに、OJTを通して接客教育を行い、職員のスキルの向上を図る。
- 外国人観光客の利便性の向上を図るため、やまなみセンター本館・別館においてフリーWi-Fiを運用する。また、障がい者や高齢者への対応としては、研修受講等により職員の接客技術向上を図るとともに、車椅子の常時貸出しや、老眼鏡やルーペを設置し、コミュニケーションボードやタブレット端末等を活用した円滑な対応を行う。
- 神奈川県手話言語条例及び計画の目的を理解し、手話及び聴覚障がい者についての理解を深めるための障がい者理解促進研修を開催する。また、手話技能検定合格者の職員の配置にも努め、聴覚障がい者が安心して利用できる環境を整える。

(利用料金)

- やまなみセンターと集団施設地区等の利用料金については、近隣の類似施設との均衡と利用の促進を図るため、条例で定める上限額より低い金額とし、カヌー場については条例と同額で設定する。
- 減免基準については、各施設の設置目的に鑑み、宮ヶ瀬湖周辺地域の自然の保全や活性化のために公共団体等が利用する場合や障がい者が利用する際は減免する。

(4) 事故防止等安全管理

(事故防止等安全管理)

- 宮ヶ瀬湖周辺施設においては、法面・階段からの転落や有害虫、野生動物との遭遇、熱中症等様々な事故が想定される。事故防止に係る職員ごとの役割を明確化す

るといった安全管理体制の下、日常の安全管理に努める。

- 緊急事態が発生した場合は、独自に策定した「宮ヶ瀬湖周辺園地防災マニュアル」に基づき行動基準を設定するとともに、関連機関と連携して迅速に対応できる体制を確保します。
- 水難事故等対応のため、国土交通省、地域の警察・消防と遊覧船事故合同訓練及び水難救助合同訓練を隔年で実施し、緊急事態に備える。

(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり

(市町村、関係団体等との連携・交流等)

- 宮ヶ瀬ダム建設以来、ダム関連施設の管理運営に携わっており、引き続き地域振興・活性化、環境保全、防災等の分野で地域や周辺市町村、団体及び関係機関と幅広く密接な連携を図る。
- ボランティア団体等の育成・連携のため、カヌーに関わる地元NPO法人に、自主事業として開催しているカヌースクールにおける指導の委託やレイクスportsでのレスキュー講習会などを連携して実施している。

(地域活性化につながる集客促進)

- 宮ヶ瀬湖周辺の3拠点には駐車場、広場、交流施設などが備わっているので、イベント会場や体験活動の開催場所として活用するとともに、地域や市町村イベントとの連携、民間イベントの誘致等を通じ、集客促進に取り組む。
- 財団の持つコーディネート機能を発揮し、地域の施設、資源、人材を組み合わせた事業を、「『3施設+3拠点+DMOエリア』の連携取組」、「『多様な関係者』との連携取組」、「今後注目される『環境』『健康』『教育』をテーマにした取組」の3つの視点を組み合わせながら取り組む。
- 宮ヶ瀬湖周辺地域は公共交通機関が十分に整備されていないため、財団独自の取組として遊覧船の運行を行い、3拠点施設を中心に他の周辺施設との連携を図り、周辺の利便性向上に努める。
- 複数の市町村にまたがる「地域連携DMO」として、官民や地域の垣根を越え、広域的な調整機能を発揮した地域連携事業等の取組を推進する。具体的には、地域名産品のブランディングとして「ダム貯蔵食材」、「ダム貯蔵酒」のプロデュースや御堰印等宮ヶ瀬オリジナル商品のプロデュース、来客を促進する「地域クーポン」の発行を行う。

2 管理経費の節減等

(6) 節減努力等

- 積算価格：936,995千円
- 積算価格から20%節減した額：749,596千円
- 公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団の提案額：936,995千円
- 公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団の提案額による計算

$$20\text{点} \times \frac{936,995}{936,995} = 20\text{点}$$

- 適正な受益者負担にも努めるとともに、利用者へのサービスの低下をきたさない範囲で徹底的な経費の節減に取り組む。

3 団体の業務遂行能力

(7) 人的な能力、執行体制

(人的な能力、執行体制)

- 個々の施設単位の人員体制ではなく、財団全体（宮ヶ瀬湖周辺施設の一体的管理も含む）で情報共有や繁忙期応援を行う等、柔軟かつ効果的な人員体制を構築する。
- 委託業務では、地域産業振興の観点から、周辺地域の業者を優先する。
- 公園管理業務の中核となる業務や施設の維持管理は直営とする。業務を委託する際には、財団の財務規則に則り、公平公正な手続きで委託先を選定し、作業後は責任者が現場立ち合いの上、報告書等を提出させ、業務結果の確認を行う。
- 施設の管理運営及び現地の施設管理員の人事管理等を行う本部職員に対しては、各種イベントの企画業務、事業の実行計画作成、安全管理や管理運営スキルを習得できるよう研修等を実施する。施設管理員に対しては、各種マニュアルを整備し、誰もが一定の水準で業務を行えるようにする。
- 職員のワーク・ライフ・バランス及び効果的、効率的な働き方を推進し、組織の統合力を高めるため、総労働時間の短縮やハラスメント対策に取り組む。

(9) コンプライアンス、社会貢献

(コンプライアンス)

- 職員の就業、給与等運営に必要な諸規定を定め、事業運営の透明性を確保するとともに、公正かつ適切な事業運営を行う。
- 施設の維持管理、地域活性化業務等の実施にあたっては、所管行政庁と十分な調整を行うとともに、日常的に関係法令の理解に努め、神奈川県条例及び規則等を遵守しながら適切な執行を行う。また、労働安全衛生法第18条に基づき衛生委員会を設置し、労働者の健康の保持増進と職場環境の充実に取り組む。
- 施設管理にあたっては、危険物取扱者、防火責任者の資格を有する職員を配置する等、日常保守を心がけるとともに、専門知識を有した業者等からの助言等に耳を傾け、適切な維持管理に努める。
- 施設の利用承認の際には記録の保存を行い、透明性の向上に努める。

(社会貢献)

- 環境負荷軽減のため、省エネに積極的に取り組み、光熱水費の軽減、資源の有効活用、環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン調達基準）を積極的に実施する。
- 電力契約を締結するに当たり、「Re100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力100%のメニューで小売電気事業者と契約する。
- 障害者雇用状況報告の義務のない法人であるが、雇用環境整備士（Ⅱ種：障害者）の資格認定を受けた職員を配置しており、今後も障害者雇用促進法の趣旨に鑑み、全ての人々が働きやすく、能力が発揮できる職場環境づくりに努める。
- 「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、指定管理者、公益財団法人として誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様なあり方を認め合える「ともに生きる社会」の実現に取り組む。
- 外国人観光客等の利便性向上を図るため、やまなみセンター本館及び別館でフリーWi-Fiを提供するとともに、コミュニケーションボードやタブレット端末等を活用して円滑な応対を推進する。

- 神奈川県手話言語条例及び推進計画の目的を理解し、手話及び聴覚障害者についての理解を深めるための障がい者理解促進研修を開催する。また、手話技能検定合格者の職員の配置にも努め、聴覚障がい者が安心して利用できる環境を整える。
- 水源環境保全の取組として環境負荷の軽減や発生材の再利用等の取組がSDGsによる「目標8 働きがいも経済成長も」及び「目標12 つくる責任つかう責任」に、また、県民に水源環境に対する理解を促進することは、「目標6 安全な水とトイレを世界中に」に合致するため、利用者とのふれあい等を通して情報発信に努める。
- ESD（持続可能な開発のための環境教育推進）への取組としては、及沢ビオトープを活用した自然観察会や植樹などの活動が行われる際に活動場所の提供や支援を行うほか、大規模イベントの中でも教育関連の取組を開催している。

(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護

- 過去3年間に重大な事故または不祥事はなし。
- 個人情報を取り扱う職員が適切な扱いが出来るよう、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団個人情報保護規程」を定めた上、職員研修を実施し、適切な運用を行っている。

(11) これまでの実績

- 宮ヶ瀬湖周辺地域において、第1期以降宮ヶ瀬湖周辺施設の他、県立あいかわ公園管理運営業務（県土整備局）、宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館管理運営業務（国土交通省）等の業務を受託した。なお、これまでどの業務においても指定取り消し等を受けたことはない。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 審査結果							委員会としての 評価点	
				A	B	C	D	E	F	G		
サービスの向上	○指定管理者としての運営方針及び委託の考え方	○宮ヶ瀬湖周辺地域の成り立ちを踏まえた指定管理業務全般を通じた総合的な考え方、運営方針 ○宮ヶ瀬の水質や周辺地域の自然環境の保全及び、周辺地域の活性化に向けた取組方針 ○将来に向けたカヌー競技人口の拡大や競技者の育成を図ることについての考え方 ○業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す（以下同じ）。	5	4	4	3	4	4	5	3	4	
	○施設の特性を踏まえた維持管理	○やまなみセンター（別館含む）、集団施設地区及び鳥居原園地、カヌー場に係る清掃、保守点検、受付、警備等の維持管理業務及び自然公園施設の植物管理等に関する実施方針 ○3施設を一体的に運営することによる効果的・効率的な維持管理の考え方	5	5	4	4	4	4	5	3	4	
	○施設の特性を活かした利用促進のための企画と取組 ○現状分析・課題把握	○やまなみセンター（別館含む）について、周辺地域の活性化と水源環境の理解促進のための広域交流拠点という役割を踏まえた企画・取組 ○宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地について、自然公園としての特性を踏まえた企画・取組 ○カヌー場について、カヌー競技等の振興に関する企画・取組 ○施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ○現状の分析や課題の把握										
	○一体的な運営により可能となる利用促進のための企画・取組	○3施設を一体的に運営することにより展開する、利用促進のための企画・取組	20	16	16	16	16	16	16	16	16	16
	○広報、PR活動 ○接客、苦情処理、利用者ニーズの把握 ○利用料金	○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーション上の工夫及び必要に応じた支援の方針 ○神奈川県手話言語条例への対応 ○利用料金の設定、減免の考え方										

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 審査結果							委員会としての 評価点
				A	B	C	D	E	F	G	
サービスの向上	○事故防止等安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ○災害・事故、不祥事等の緊急事態が発生した場合及び安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 (利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応方針を含む) ○急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等） ○水難事故等の緊急事態発生時の対応や関係機関との連携についての考え方 	10	8	8	8	8	8	8	6	8
	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村、関係団体等との連携・交流等 ○地域活性化につながる集客促進 ○地域人材や地元企業の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○宮ヶ瀬湖周辺地域の市町村、関係団体、事業者、その他周辺施設等との協力体制の構築及び連携・交流 ○ボランティア団体等の育成・連携 ○宮ヶ瀬湖周辺地域の更なる活性化につながる新たな集客促進策の企画・取組 ○地域人材の参加・活用による施設づくりや利用者サービス向上に対する考え方 ○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組 	15	15	15	12	12	12	12	12	12
管理経費の節減等	○節減努力等	<p>「提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、 $\frac{\text{高い金額}}{\text{提案額}} \times 20$ (積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額)</p>	20								20
団体の業務遂行能力	○人的な能力、執行体制	<ul style="list-style-type: none"> ○指定期間を通じて3施設を一体的かつ効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況 	5	5	5	4	4	4	4	4	4

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 審査結果							委員会としての 評価点
				A	B	C	D	E	F	G	
団体の業務遂行能力	○財政的な能力	○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	—	—	5	—	—	—	—	5
	○コンプライアンス	○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規等の法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）									
	○社会貢献	○指定管理業務を行う際の環境配慮の状況 ○再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組 ○法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーション上の工夫及び必要に応じた支援の方針 ○神奈川県手話言語条例への対応 ○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）やESD（持続可能な開発のための環境教育推進）の取組	5	4	4	4	4	3	4	3	4
	○事故・不祥事への対応	○申請受付開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	5	4	3	4	4	3	4	3	4
	○個人情報保護	○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況									
	○実績	○指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	5	5	3	4	4	5	3	4
	合 計			100							

(3) 評価講評

評価できる内容については、次のようなものがあった。

- ・ 申請団体が長年この施設の維持管理を行っていることは一定の評価が出来る。
- ・ 就業規則について、入社して半年経つ前から年間20日の有給休暇を与えている点、65歳の定年を採用している点でよい規約となっている。
- ・ 自主企画イベントについて、効果的な集客が行えている。
- ・ 過去3年間に重大な事故または不祥事が発生していないことは評価できる。

懸念される内容、要望としては、次のようなものがあった。

- ・ 理事に実務レベルの方を入れて欲しい。
- ・ 宮ヶ瀬に一日当たり6千人が来訪している。これは清川村の人口の倍の数である。その中で安全に対する対応をさらに深めていただければありがたい。
- ・ 宮ヶ瀬で遊んだ子供が大きくなって次の世代を連れて遊びにくる、第二の故郷になるような仕組みを作ってほしい。

総合的に判断して、問題ない提案と評価した。

7 議事概要（主要論点）

<審査項目「(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり」についての審査過程>

(D委員) 対抗馬がおらず、他と比較できず満点はつけられないので12点とした。印象としては満点に近い印象は受けた。

(E委員) 地域の人間として満点はあげられない。申請団体は地域に色々と協力をしてきているが、ボランティアが育っていないので12点とした。

(委員長) 地元のE委員の発言は重い。委員会としては12点でよいか。

(他委員) 異議なし。

<審査項目「(7) 人的な能力、執行体制」についての審査過程>

(E委員) 申請団体からの説明を受けて、利用者としてどういう人員配置、シフトを組んでいるのか理解できたので4点としたい。

(A委員) 地域の方を優先して雇用していることなどから4点とした。

(委員長) 委員会としては4点でよいか。

(他委員) 異議なし。

<審査項目「(9) コンプライアンス、社会貢献」についての審査過程>

(D委員) 点数と比較して、審査項目が多いが、県の施策の都合か。

(事務局) そのとおりである。趣旨に賛同して施設運営をしていただきたい。

(A委員) 障がい者雇用企業への発注について、周辺業者の把握をしておらず、今後の発注予定も特にないとのことであったので、満点ではなく4点とした。県の施設のため積極的に発注をして欲しいと思う。

(C委員) 障がいのある職員を雇用しているとのことであったが、障がい者雇用企業への過去の発注実績も今後の発注予定もないとのことであったので厳しい言い方をするとやる気がないということであると思う。

(委員長) 委員会としては4点でよいか。

(他委員) 異議なし。

